平成２３年（フ）第１４９号
徳島県阿波市阿波町北柴生８番地２　北柴生団地１号
債務者　秋山冨士男
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１号
徳島市中前川町１丁目38番地
債務者　奥本　英司
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５７号
徳島県阿波市土成町吉田字御所屋敷の一37番地２
債務者　安丸　啓子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６２号
徳島県小松島市中郷町字豊ノ本78番地の６、住民票上の住所徳島県徳島市勝占町下河原30番地
債務者　清水　友美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５２号
福岡県久留米市野伏間１丁目１番１号
債務者　三原　政義
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１６４号
福岡県うきは市吉井町千年74番地１
債務者　高田　博旨
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７５号
佐賀県三養基郡みやき町大字市武884番地４
債務者　髙山　宗久
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
佐賀市久保泉町大字川久保861番地
債務者　原　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９８号
佐賀県小城市牛津町下砥川587番地１
債務者　友田　政行
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
佐賀県小城市牛津町下砥川587番地１
債務者　友田由美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
兵庫県川西市出在家町４番５号302、前住所兵庫県川西市出在家町９番７号
債務者　森　　勝
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２０２号
兵庫県川西市出在家町４番５号302、前住所兵庫県川西市出在家町９番７号
債務者　森　　和代（旧姓川嵜）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１８３号
兵庫県西宮市高松町11番25号
債務者　石田　和夫
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番１―1006号
債務者　徳山　　実
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８３号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目９番２号
債務者　金沢　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３１号
兵庫県芦屋市精道町５番１―201号、前住所兵庫県芦屋市茶屋之町４番13―204号
債務者　山本　佳江
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５４号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目８番８号　ラクシュミー常光寺503号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目３番１―1005号
債務者　且味恵津子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６９号
兵庫県西宮市中須佐町９番８―803号
債務者　柳　　尚男
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係